

総合計画審議会への提案（案）

総合計画策定委員会議

会長 阿部昌樹

総合計画策定委員会議では、第五次箕面市総合計画の構成やそこに盛り込むべき事項について、鋭意検討を重ねてまいりました。そして、第五次総合計画は、従来型の単なる行政計画にすべきではなく、市民・事業者・行政などの様々な主体が「まちづくりの指針」として共有できるような地域の経営計画にしなければならないという認識を委員全員が共有したうえで、基本構想と基本計画の総合計画策定委員会議としての案をまとめるに至りました。

その過程において、総合計画のなかに議会についての記述を盛り込むべきではないかという議論がなされました。

しかしながら、総合計画策定委員会議の役割は、市長が総合計画審議会に検討を諮問する基本構想案と基本計画案の原案を作成することにあります。そして、我が国の地方自治の基本原則である二元代表制の下では、市長が、議会についての記述を含む基本構想案と基本計画案を作成し、その検討を総合計画審議会に諮問したならば、議会の自律的判断権限の範囲に属する事項への干渉であるという非難を受けるおそれがないとは言いきれません。そこで、総合計画策定委員会議として市長に提出する基本構想案と基本計画案には、議会についての記載を盛り込まないこととしました。

ただし、総合計画策定委員会議の委員の中では、総合計画の中に議会の果たすべき役割について盛り込むべきであるという意見もあったことから、議会が総合計画の実現に向けて果たすべき使命や役割について、議会代表の委員もおられる総合計画審議会においてご検討いただくようお願いすることといたしました。

もちろん、総合計画審議会が基本構想もしくは基本計画に議会についての記述を盛り込むべきであるという答申を市長に提出されたとしても、市長がその答申を踏まえて、議会についての記述を含む基本構想案や基本計画案を作成し、その議決を議会に求めたならば、やはり二元代表制の原則に反することになるおそれがあります。そこで、総合計画審議会には、議会が総合計画の実現に向けて果たすべき使命や役割についてご検討いただいたうえで、仮に、議会についての記述を盛り込むべきであるとの結論に至った場合は、その内容を、市長への答申に盛り込むのではなく、議会への要望事項として、直接に議会にお伝えいただくことを期待しております。